コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月6日
ＮＯＴＡ株式会社
代表取締役社長　濵渦 伸次
問合せ先：　Corporate部
証券コード：673A
https://nota.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、当社の株主、取引先、従業員及び様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進することが重要な経営課題であると認識しております。
そのため当社では、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本に捉えた上で、コンプライアンス体制を強化し、迅速かつ正確な情報開示の充実等に努めてまいります。

【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しています。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
濵渦伸次	21,543,650	28.80
株式会社オープンハウスグループ	7,701,000	10.29
株式会社セコイア	5,567,600	7.44
ANRI4号投資事業有限責任組合	5,016,000	6.70
トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社	4,022,500	5.38
SBIホールディングス株式会社	3,218,000	4.30
Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP	2,050,150	2.74

TT Lion Partners 株式会社	1,206,500	1.61
中条貴之	1,182,750	1.58
ニッセイ・キャピタル 12 号投資事業有限責任組合	1,048,300	1.40

支配株主（親会社を除く）名	―

親会社名	―

補足説明

大株主の状況は 2026 年 11 月 6 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

３．企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	３月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名以内
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	４名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金坂　直哉	他の会社の出身者								○			
杉田　浩章	他の会社の出身者								○			

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金坂　直哉	○	金坂直哉氏は当社グループの取引先である株式会社マネーフォワードの取締役執行役員及びマネーフォワードホーム株式会社の代表取締役社長であります。当該法人２社は、当社グループとの間で通常の商取引（会計システムの利用、広告取引）を行っております。当該取引はい	金坂直哉氏は、財務関連の豊富な経験と実績に加え、企業経営において強いリーダーシップを発揮しており、それらを当社グループの継続的成長に活かしていただいております。 同氏は、当社潜在株式144,850株保有しており、同氏が役員を務める法人は当

		ずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模で当社の事業規模に照らして独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、同氏が役員を務める株式会社透は、当社グループとの間で通常の商取引（NOT A HOTEL の購入等）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模です。当社の定める主要な取引先の基準（直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の額の支払い）を大きく下回っているため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	社普通株式を294,100株保有しております。また、同氏及び同氏が役員を務める法人は、当社グループとの間で取引関係がございますが、金額に重要性はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
杉田　浩章	○	杉田浩章氏および同氏が役員を務める株式会社イグナイト・ベンチャーズは、当社グループとの間で通常の商取引（NOT A HOTEL の購入等）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模です。当社の定める主要な取引先の基準（直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の額の支払い）を大きく下回っているため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	杉田浩章氏は、大手外資系コンサルティング会社の日本代表を務め、現在もシニア・アドバイザーとして活躍するなど、企業経営における財務・会計及び経営戦略、特にグローバル戦略、コーポレートガバナンス、グループマネジメント、DX に関わる豊富な支援経験から、高い知見と豊富な支援経験を有しております。当社がグローバル展開を更に進展させるにあたり、ガバナンスと経営戦略の両面においてその識見を活かした適切な助言をしてい

			ただいております。 同氏は、当社顕在株式223,250株保有しております。また、同氏及び同氏が役員を務める法人との間で取引関係がございますが、金額に重要性はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
4	0	2	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の選解任、代表取締役・役付取締役の選定及び解職、取締役個人別の報酬等の内容に関する事項等に関して、その客観性と透明性を確保するために、任意の委員会である指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担う「指名報酬委員会」を設置し、その審議結果に基づいて取締役会への助言・提言を行っております。本指名報酬委員会は、「指名報酬委員会規程」に基づいて運営しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	５名以内
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査室及び会計監査人と相互に連携を行い、三者間で定期的に会合を開催し、監査計画・発見事項・改善事項等の情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
徳光　悠太	公認会計士／税理士										○			
永井　亮	弁護士													
松本　一範	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳光　悠太	○	徳光悠太氏は、当社グループとの間で通常の商取引（NOT A HOTEL の購入等）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模です。当社の定める主要な取引先の基準（直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の額の支払い）を大きく下回っているため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	徳光悠太氏は、公認会計士及び税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見及び上場会社の取締役としての経験と知見を有しており、その経験を当社の経営への監督強化に活かしていただいております。 同氏との間で取引関係がございますが、金額に重要性はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
永井　亮	○	ー	永井亮氏は、弁護士として企業法務を中心に高い専門的な知識・経験を有しており、その経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営への監督機能強化に寄与していただいております。同氏は、当社潜在株式 139,900 株を所有しておりますが、その他に同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

松本　一範	○	―	松本一範氏は、コーポレートの分野における豊富な経験を有し、当社の経営全般に対する助言及び提言により当社のガバナンス体制強化に貢献していただいております。同氏と当社との間に利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	５名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入／ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役,　執行役員, 従業員, 社外協力者

該当項目に関する補足説明

１．当社の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的と役職員に対してストックオプション制度を導入しております。 ２．当社は、その他ストックオプションの付与対象者として、当社と取引関係があり、企業価値向上に貢献すると考えられる一部のクリエイターに対し、ストックオプションを付与しています

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等について、株主総会において限度額を定めております。
具体的には、2026年６月30日開催の定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬の限度額を年額200百万円（決議時点の取締役の員数は５名）とする旨の決議承認を受けております。
また、2026年６月30日開催の定時株主総会においては、金銭報酬とは別に、取締役（社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬として、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額との差額の合計額を、年額30百万円以内とする旨の決議承認を受けております。
なお、監査役に対する報酬の限度額については、2025年６月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円（決議時点の監査役の員数は３名）とする旨の決議承認を受けております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

a　基本方針

当社の取締役に対する報酬の基本方針は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上、ならびに事業計画の着実な実現を動機づける仕組みであること、及び多様な能力・経験を有する優秀な人材の確保及び定着を可能とする水準であることとしております。
取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績に連動する賞与及び株式報酬等により構成しており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

b　個人別の固定報酬の額の決定に関する方針

固定報酬としての基本報酬額については、各人の役位及び職責、職務内容、在任年数、専門性及び経験、当社グループの成長ステージ等を踏まえるとともに、外部の市場水準や同業他社の動向等も参考にしながら、総合的に勘案して決定しております。

c　業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績に連動する賞与については、当事業年度より導入しており、契約高等を重要業績評価指標（KPI）として設定し、その達成状況等を踏まえて支給することとしております。
契約高を重要業績評価指標（KPI）として選択した理由は、契約高が当社グループの将来の売上高及び収益に直結する先行指標であり、その積み上げが持続的な事業成長の根幹をなすためであります。取締役が顧客獲得及び事業拡大に向けた行動を最大化するうえで、契約高の達成状況が最も適切に貢献度を反映できる指標であると判断しております。
業績連動報酬の額の決定方法については、期初に設定した契約高目標に対する達成率に応じて基準額に対する支給率を決定し、算出することとしております。代表取締役社長が各取締役の職責及び当該指標の達成状況等を総合的に勘案して個人別の支給額を決定し、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会において最終的に承認しております。
当該賞与は、当社グループの業績向上及び戦略目標の達成に対する意識を高めることを目的としたものであり、各取締役（社外取締役を除く。）の職責及び貢献度等を勘案した上で決定しております。なお、社外取締役については、独立した経営監督機能の発揮を確保する観点から、固定報酬のみとし業績連動報酬は付与しておりません。

d　非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

また、当社は、中長期的な株主価値の向上と取締役の利害を一致させることを目的として、有償にて新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。当該新株予約権は、取締役が一定期間にわたり当社の企業価値向上にコミットすることを促すインセンティブとして位置づけております。

非金銭報酬として導入している社宅制度については、役員が職務執行に専念できる環境を整備することを目的としたものであり、社宅の利用にあたっては家賃の一定割合を役員本人が負担する仕組みとしております。当該非金銭報酬は、株主総会において承認された範囲内で適切に運用しており、当社が役員に対して直接金銭を支給するものではありません。

e　報酬の種類ごとの額の割合の決定に関する方針

社内取締役における固定報酬と業績連動報酬の標準的な構成割合は83.3：16.7としております（非金銭報酬は当該割合の算定対象外）。報酬の種類ごとの割合については、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、代表取締役社長が決定しております。

f　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長濵渦伸次にその具体的内容の決定を一任しております。当該一任の理由は、代表取締役が当社グループ全体の業績、事業運営の実態及び各取締役の職務内容・貢献度等を総合的に把握しており、個人別の報酬等の内容を最も適切かつ合理的に判断できる立場にあると判断したためであります。

なお、当該権限の行使にあたっては、取締役会の諮問機関として設置している指名報酬委員会に諮問し、その審議及び答申内容を踏まえて決定することとしております。同委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員は、代表取締役、社外取締役又は社外監査役の中から選定された３名以上で構成されるとし、取締役の報酬等の決定方針及び個人別報酬について客観性及び透明性の確保の観点から審議・検討を行い、取締役会に答申する役割を担っております。

監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の独立性及び職務の性質を踏まえ、監査役会の協議により決定しております。

最近事業年度においては、当社の役員の報酬等の額の決定過程において指名報酬委員会を１回開催し審議しており、取締役会では、指名報酬委員会の答申を受け、取締役が受ける報酬等の方針を決議いたしました。

取締役会は、最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートはCorporate部が担い、問い合わせ窓口を明確にして円滑なコミュニケーションを図り、社外取締役及び社外監査役をサポートする体制としております。

取締役会への付議事項については早期の通知に努めており、必要に応じて説明をおこなっております。これらにより、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の

概要）

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役４名（うち社外取締役２名）で構成され、毎月１回または２回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

重要な事項は全て取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

取締役会における具体的な検討内容としては、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、月次業績のモニタリング、リスク管理・コンプライアンスに関する施策、内部統制システムの整備と運用状況について、議論、審議しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名（すべて社外監査役）の３名で構成され、原則として毎月１回定期に開催しており、必要に応じて臨時機動的に開催することとしております。

監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるように努めております。

c. 会計監査人

当社は、ＨＬＢ　ＥＳネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

会計監査人と常勤監査役及び内部監査室は、定期的な会合を行い、相互の監査結果等について説明と報告を行うことで監査品質の向上を図っております。

同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会及び内部監査担当者と連携し、会計監査の実効性を高めるように努めております。

d. 執行役員

当社は、業務執行を迅速・効率的に行うことを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任されており、本書提出日現在、当社の執行役員等は９名であります。

執行役員は担当領域の責任者であると同時に、取締役会及び経営会議への出席等を通じて、経営全般の意思決定に関与しております。

e. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長を議長とし、代表取締役、執行役員、重要な関係会社の役員

等及びオブザーバーとして参加する常勤監査役で構成され、週１回開催しております。
ここでは情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、取締役会から委嘱を受けた事項について決定しております。なお、経営会議には、常勤監査役が毎回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

f. 内部監査室
当社は、代表取締役の直属の機関として内部監査室を設置し、原則として各部門及び関係会社の監査を実施しております。内部監査室は内部監査室長１名で構成され、取締役会が承認した内部監査計画に基づき、業務監査を実施しており、代表取締役から特に命じられた場合には臨時に監査を行う方針であります。
内部監査結果は代表取締役に報告され、被監査部門への改善指示、改善状況に対するフォローアップの実施により、その実効性を担保しております。

g. 任意の指名報酬委員会
当社は、取締役の選解任と取締役候補及び執行役員等候補の指名並びに取締役・執行役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
指名報酬委員会の委員は、代表取締役、社外取締役又は社外監査役の中から選定された３名以上で構成され、社外取締役又は社外監査役である委員から当該委員会の決議により決定された委員長が議長を務め、必要に応じて随時開催しております。

h. リスク・コンプライアンス委員会
当社は、当社グループにおいてコンプライアンスに関する体制整備及び問題が発生した場合の対応、並びにリスク管理の体制整備及びリスク発生の未然防止と対処のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。
リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、Corporate部長、Corporate部Legalグループ所属の法務担当者（１名）及び内部監査室長を委員として構成しております。なお、常勤監査役及び社外監査役である永井亮もオブザーバーとして参加しております。
リスク・コンプライアンス委員会は、原則として年４回開催する他、委員長が必要と認めた場合又は委員から委員長へ開催の請求があった場合に臨時で開催しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の最大化と持続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役及び監査役会による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を採用しております。また、内部監査室長と監査役との連携を強化することにより、経営の監視及び監督機能の充実及び強化に努めております。当社は、取締役が相互に牽制できる体制となっており、また社外取締役を２名選任し、豊富な経験と専門性に基づき客観的・中立的な立場で経営全般の監視・監督を行っております。

当該体制により経営の透明性・健全性が確保でき、ガバナンスの実効性の確保につながると考えております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に株主総会へご参加いただけるよう、株主総会開催日について、他社の集中日を避けた日程で開催できるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の海外投資家の保有比率を踏まえ、検討すべき事項として考えております。
その他	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的に開催し、業績や経営方針の説明を行ってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開	株式公開後の海外投資家による保有比率に応じて、海外投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり

催		
IR 資料をホームページ掲載	各社決算情報、適時開示資料、その他投資家向け資料や情報を当社ホームページの IR 情報に掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	CSO 部に IR 担当者を設置しております。IR 責任者は代表取締役となります。	
その他	―	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、金融商品取引法、東京証券取引所規則等の関連法令及び規則に従い、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合においても、当社を理解していただく為に有用と判断した情報についても、積極的に情報開示の実施をしていく方針です。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は、「日本の価値を上げる」をミッションに掲げ、事業活動を通じた環境・社会課題の解決に取り組んでおります。当社ウェブサイトにおいてサステナビリティに関する方針（ESG ポリシー）を公表し、以下の取り組みを推進しております。 （環境保全活動） 当社の事業は、利用日数が限られる別荘等を複数のオーナーが必要な分だけ購入・利用するシェア型の仕組みを提供するものであり、遊休資産の有効活用と不必要な消費の抑制を通じて、事業活動そのものが環境負荷の低減に資するものと考えております。また、建築物の企画・設計にあたっては、周囲の景観・自然環境との調和に配慮するとともに、長期にわたり利用され続ける建築を志向することにより、建替え等に伴う環境負荷の低減に努めております。加えて、一部拠点においては太陽光発電機能を有する屋根材を導入し、滞在時の電力を再生可能エネルギーで賄うなど、環境性能に優れた設備・プロダクトの活用を通じた環境保全に努めております。 （ＣＳＲ活動等） 当社は、観光需要の一極集中等の課題を踏まえ、日本各地の潜在的な魅力を有する地域へ積極的に進出し、長年活用されていなかった不動産の再生や新たな人流・コミュニティの創出等を通じて、地域の活性化に貢献することを目指しております。また、歴史的建造物を宿泊施設として再生・活用することにより、地域の伝統・文化を次世代へ継承する取り組みにも着手しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーからの確かな信頼をいただけるよう、コーポレート・ガバナンスの一環として適時開示体制を確実に運用し、社内体制やプロセスの整備・充実を図り、金融商品取引法その他関係諸法令及び証券取引所が定める適時開示規則等の諸規則に基づいた、適時適切な情報開示に努めていきます。 また、情報開示を行ううえで不備が発生した場合には、随時、体制等の見直しを実行していきます。
その他	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その他会社の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ． 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。又、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ．他の業務部門から独立した内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。

ハ．法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「リスク・コンプライアンス規程」「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。

ロ．取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は「リスク・コンプライアンス規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。

ロ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。

ハ．内部監査担当者は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改

善を行う。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

ロ. 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。

ハ. 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。又、原則として事業年度毎に１回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」等の整備を行い、当社による管理、指導、当社への報告の体制構築を図る。

ロ. 当社は、グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部署を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

ハ. 当社は、グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

ニ. 当社の内部監査室は、子会社の業務の適正性について監査を行う。

ホ. 当社はグループ内部通報窓口の整備を行う。

ヘ. 当社は、グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために、リスク・コンプライアンス規程の整備を行う。

(f) 当社の適正な財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

ロ. 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当者が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。

ニ. 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

(g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。

ロ. 当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役

は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。

ハ．当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(h) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ．当社の監査役は、重要意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ロ．当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。

(i) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「リスク・コンプライアンス規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(j) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役及び重要な使用人と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。

ロ．監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。

(l) 反社会的勢力等の排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

イ．当社は反社会的勢力等の排除に向けて対応すべき事項を「反社会的勢力等排除規程」にて定め、反社会的勢力等との取引関係や支援関係も含め一切の関係を遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、又、反社会的勢力等からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。

ロ．必要に応じて警察や弁護士等の外部専門機関と連携を取り、反社会的勢力等に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力等の排除に向けて対応すべき事項を「反社会的勢力等排除規程」にて定め、反社会的勢力等との取引関係や支援関係も含め一切の関係を遮断し、いかなる名目の利益供与も

行わず、又、反社会的勢力等からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底することとしております。

「反社会的勢力等排除規程」に定める基本方針は以下のとおりであります。

イ. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と取引を行わず、資金の提供その他の便宜の供与を行わず、一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとする。

ロ. 役職員は、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われるものから接触を受けた場合には、直ちにCorporate部へ連絡するとともに、必ず組織的な対応によってこれを行うものとする。単独での対応は、これを絶対に禁じる。

ハ. 反社会的勢力への対応については、必要に応じ、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請するものとする。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等の排除に向けて対応すべき事項を「反社会的勢力等排除規程」にて定めるとともに「反社会的勢力等対応マニュアル」を作成し具体的な対応方法について周知徹底を図っております。

反社会的勢力への対応についての所管部署は Corporate 部、責任者は Corporate 部長とし、平時より警察等の外部専門機関との連携に心掛け、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力との関係を遮断、排除するための調査、反社会的勢力が接触してきた場合の対応及び役職員への教育訓練等を行っております。

具体的な取り組みとしては、役職員採用時や新規取引の開始前、出資を受ける際等には相手方が反社会的勢力と関係がないかを十分に調査し、何らかの関わりが判明した場合には、関係を持たないこととしております。

また、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われるものから接触を受けた場合は、必要に応じ暴力追放運動推進センター又は顧問弁護士へ支援要請を行い、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われるものから不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき、又は暴力的行為を受けたときは、直ちに警察に届出るものとしております。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しており、社内で情報を共有しております。

また、万一に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しております。警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、法務担当者を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

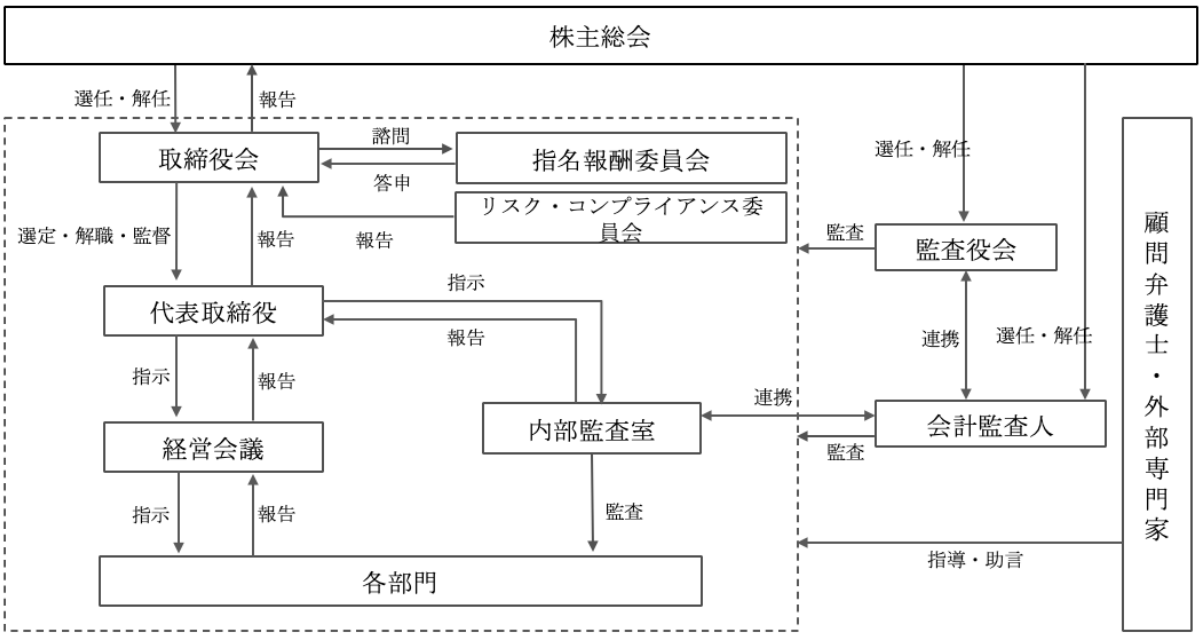
該当項目に関する補足説明

―

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要（模式図）は以下の通りです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示体制の概要（模式図）



（注）本図における役割は次のとおりです。開示担当部署：Corporate部 / 情報管理責任者：Corporate部長

以上